

令和5年11月定例会 経済委員会（付託）

令和5年12月12日（火）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

寺井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。（10時35分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

商工労働観光部関係の付託議案についてはさきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の未収金に関する今後の方針について（資料1）
- 旧徳島テクノスクール敷地から検出されたクロロエチレンへの対応について（資料2）
- とくしまマラソン2024の参加申込状況について（資料3）

黄田商工労働観光部長

この際、3点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

第1点目は、中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の未収金に関する今後の方針についてでございます。

まず、1の未収金の現状と課題につきましては、令和4年度末時点で中小企業設備近代化資金については、24企業28件において約8,800万円、中小企業高度化資金については、9組合・企業10件において約11億700万円、合計で約11億9,500万円が未収金となっており、サービサーへの委託や弁護士を通じての法的措置など、専門家の知識や経験を活用した回収に取り組んでおります。

一方で、事業者や組合が事実上倒産したことに伴い、担保となっていた物件の処分が完了し、まとまった回収が困難となる中、債務者の高齢化に伴う返済能力の低下や相続の発生に伴う権利関係の複雑化等により、事実上回収が困難である債権も生じてきており、更なる未収金削減に向け、債権放棄を含めた整理を検討する必要があると考えております。

そのため、今後の2の対応方針といたしまして、回収の最大化を原則として取り組む中で、時効の援用により債権が消滅した案件や債務者が破産免責された案件など、地方自治法その他の法令の規定によって法令上の請求不能となった債権につきましては、これまでどおり不納欠損処分を行います。

そして、新たに不納欠損処分の処理基準を策定いたしまして、債務者からの返済がなく強制執行の費用が回収の見込額を上回る案件や、相続放棄により相続人が不存在となった案件など、事実上回収が困難となった債権が生じた際には、事前に国等や専門家からの御意見をお聞きした上で、権利の放棄につきまして、県議会にお諮りさせていただいた

いと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。

第2点目は、旧徳島テクノスクールの敷地から検出されたクロロエチレンへの対応についてでございます。

まず、経緯でございますが、当該地の売却に向けて本年度に実施した土壌調査の結果、クロロエチレンが検出されました。

土壌調査の概要といたしまして、令和5年8月30日から11月30日までを調査期間として、旧徳島テクノスクールの第一実習場及び第二実習場において、揮発性有機化合物である第一種特定有害物質の土壌ガス調査や重金属等の第二種特定有害物質の土壌調査を実施しましたところ、第一実習場配管下の土壌ガスからクロロエチレンが検出されました。

今後、速やかに土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査として、地歴調査やそれに基づく土壌調査を実施し、その結果を公表してまいります。

引き続き、周辺住民の方の安全・安心の確保に向けて、しっかりと対策してまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3を御覧ください。

第3点目は、とくしまマラソン2024の参加申込状況についてでございます。

去る11月7日火曜日から昨日12月11日月曜日まで、とくしまマラソン2024大会の参加申込を受け付けさせていただいたところですが、本日午前8時時点における暫定の申込者数は、定員8,000人に対し6,949人のエントリーがございました。

このような募集状況から、申込期間を本日より1月14日日曜日まで、約1か月延長いたしましたので御報告いたします。

春の風物詩とくしまマラソンができるだけ多くの方に楽しんでいただけるものとなりますよう、しっかりと取り組んでまいりますので、委員各位におかれましては、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

報告につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

北島委員

先ほど、部長からの御説明がございました中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の未収金に関する今後の方針について、地方自治法やほかの法令とか、法律上の請求不能となった債権は、これまでどおり不納欠損処分とし、事実上回収が困難となった債権については、権利の放棄を議会に諮っていきたいということでした。

この未収金に関する今後の方針について、改めて少し詳しく御説明を頂きたいのと、処分基準を作成することの意義、どういったところを目標としているのか、今後具体的にどうなるのか、併せて教えていただけますでしょうか。

三宅企業支援課長

北島委員より、未収金に関する今後の方針等について御質問がございました。

中小企業近代化資金貸付金で、特別会計で運用しております中小企業設備近代化資金貸付金及び中小企業高度化資金貸付金におきまして、令和4年度末時点で近代化資金貸付金につきましては24企業28件、約8,800万円、高度化資金貸付金では9企業、組合10件で約11億700万円、計11億9,500万円が未収金となっております。

これらの未収金につきましては、当課による債権回収はもちろんのことですが、弁護士や債権回収会社、サービサーなどを活用しながら、状況に応じまして時効の更新や法的手続を実施いたしまして、未収金削減に向け鋭意取り組んでいるところでございます。

また、地方税など公法上の債権とは異なりまして、近代化資金及び高度化資金につきましては私法上の債権であるため、時効が完成した債権につきましても、時効の援用がなければ当然債権が消滅するわけではないこと、また強制執行による回収が困難、例えば収入が年金のみという場合でありましても、連帯保証人又はその相続人が任意の支払に応じる可能性があることなどの理由から、強制執行ができない場合につきましては、償還に向けて各連帯保証人などの債務者から、交渉を経て回収しているところでございます。

しかしながら、主債務者であります企業や組合が経営破綻し、事業活動を行っていない上、未収金となっている債権の管理が長期化し、連帯保証人である債務者の高齢化に伴う債務能力の低下や、債務者本人が亡くなったことにより発生した相続に伴う権利関係の複雑化などによりまして、回収が困難となっている債権も生じてきておりまして、債権管理の適正化、効率的な回収などを図るために、整理を進めていく必要があると考えているところでございます。

そのため、徳島県未収金対策委員会に付随いたします弁護士、公認会計士、中小企業診断士の外部有識者から成る専門者会に、今回御報告させていただきました方針に基づき策定いたします処理基準の案をお諮りいたしまして、御意見を頂き検討して、今回新たに基準を策定することとしております。

その中には、回収困難な事由といたしまして、例えば時効完成かつ援用の見込みがあることや、事業休止かつ強制執行による回収の見込みがないこと、無資力かつ回収見込みがないこと、回収見込額が回収に要する費用に満たない場合というような回収困難事由を検討しているところでございます。

新たにこれらの処理基準を策定することによりまして、債務者の償還能力や帰責性など個別事案ごとの事由を客観的かつ総合的に勘案し、弁護士など専門家からの意見の聴取、あと両資金とも国等との協調融資となっておりますので、国等との協議を経まして回収の継続か債権の放棄かを判断できるようにすることに意義があると考えているところでございます。

本基準の策定後も、引き続き償還を継続されている債務者からの回収や債務者との交渉、調査、法的手続を適切に行いまして、債権回収努力を続けてまいりますので、全ての債権を一気に放棄することを考えているわけではなく、未収金を劇的に削減することは想定しておりません。

基準を適切に運用いたしまして、回収継続案件に人的・物的コストを傾注できるようにすることにより、一層の回収強化、未収金の削減につなげてまいります。

#### 北島委員

この件につきまして、先日の本会議で、普通会計決算認定特別委員会の委員長報告の中で、委員から、長期間にわたり固定化している債権については不納欠損処分を積極的に進めるなど、未収金の削減に努めていただきたいとの要望がされたのでございます。

私も、この回収の見込みのない債権にコストを掛けて長期間保有し続ける必要性はないとは理解はしているのですが、一方で原資は税金でありますので、返済している債務者の方との公平性の問題とか、返さなくていいというような間違っただイメージが伝わっていく、いわゆるモラルハザードの心配もございます。

ですので、債権放棄については十分に検討をした上で実施していく必要があると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

#### 三宅企業支援課長

北島委員から、両資金について、原資が税金でありまして、返済している債務者の方との公平性等について、十分に検討した上で実施していくべきではないかとの御質問でございます。

委員お話しのとおり、中小企業設備近代化資金貸付金及び中小企業高度化資金貸付金につきましては、県民、国民の皆様からの貴重な税金が原資となっております。財源確保の観点はもとより、債務を履行しております他の債務者との公平性を鑑み、県政への信頼を損なうことがないよう最大限の回収が原則であると十分に認識し、職務を遂行しているところでございます。

県といたしましては、引き続き連帯保証人、又はその相続人に対する督促はもとより、弁護士などの専門家を活用しながら、状況に応じて時効の更新や法的手続を実施し、最大限の回収努力を続けてまいります。

しかしながら現在、これらの資金において未収金となっている債権の全ての事業者、主債務者につきましては、経営が破綻しており、既に事業を行っていない状況であるため、事業収益から債務を回収することができない状況にございます。

そこで、主債務者、連帯保証人、その相続人の全てについて破産免責となった場合や法人である債務者が清算終了をした場合など、法律上これ以上の回収が困難な債権に加えまして、相続放棄により相続人が不存在となった場合や、無資力かつ回復の見込みがない場合、強制執行の費用が回収見込額を超える場合など、事実上これ以上の回収が困難な状況となった債権につきましては、将来的に債務が履行される可能性が非常に低いにもかかわらず、長期間管理し続けるのは管理コストの面から好ましくないと判断されるケースもございます。そのため、これまでなかった処理基準を新たに策定することによりまして、債権の回収という債権管理の一番の目的を合理的、効率的に行うため、状況に応じ債権放棄を行い、管理の対象から外すことも必要であると考えております。

つきましては、委員のお話にもありました普通会計決算認定特別委員会の委員長報告や、本年度の監査において委員から頂いた同様の御意見も踏まえまして、今回報告いたし

ました方針に基づき策定する処理基準によって、債権放棄について慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、委員お話しのとおり、債権放棄に当たっては原資が税金であること、現に償還を行っている方、また償還し終わった債務者の方との公平性、またモラルハザードを起こさないなどを大前提といたしまして、繰り返しとはなりますけれども、債務者の方の償還能力や帰責性など、個別事案ごとの事情を客観的、総合的に勘案いたしまして、その妥当性について十分に検討した上、弁護士等、専門家からの意見聴取、国等との事前協議を行いまして、債権放棄について県議会にお諮りし御審議を賜りたいと考えております。

#### 北島委員

今後の方針について、先ほど御答弁がありました回収の最大化を原則とした上でということですが、長期化する債権への合理性かつ効率的な対応であると私は捉えました。

また、新たに策定されます処分基準については、事前に専門家から意見を聴取した上で策定をしていくことについても適当でありました。

さらに、この基準の運用についても、債務者が高齢化して資力がないものであるとか、債務者が亡くなって権利関係が複雑化してしまっていて回収が非常に困難であるものについて、まず担当部局で慎重に検討した上で弁護士等の専門家から意見を聞き、国等との事前協議を経た上で議会に諮っていく方針についても納得いたしました。

繰り返しになりますが、原資は税金でございますので、公平性においても県民感情においても、債権は回収することが大前提としつつ、回収が現実的でないものを固定化し、そこに多大なコストや労力を費やすより、回収可能な債権に全力を尽くしてもらうことが私は妥当だと思います。

今後、この基準に基づいて処分されると思いますけれども、実際に不納欠損を検討する場合には、案件ごとに議会へ丁寧に説明をしていただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。

#### 福山委員

私のほうからも、1点お尋ねしたいと思います。

ただいま御報告を頂きました、旧徳島テクノスクールから検出されたクロロエチレンへの対応についてお尋ねします。

まず、当該地の売却に向けて土壌調査を実施した理由をお聞かせください。

#### 村上商工労働観光部副部長

ただいま福山委員から、旧徳島テクノスクールにおける土壌調査の関係の御質問を頂きました。

この土壌調査でございますけれども、当該地につきましては、過去に鉛管の加工に関する訓練を行っていたことから、徳島市と協議いたしまして、第二実習場において鉛及びその化合物の土壌調査を、それから過去の工事図面資料から化学分析科実習室等が確認されたことから、第一実習場におきまして土壌ガス調査及び土壌調査を実施したものでございます。

福山委員

土壌調査をしたことはよく分かりました。  
クロロエチレンが検出された原因は分かっているのでしょうか。

村上商工労働観光部副部長

ただいま福山委員から、クロロエチレンが検出された原因についての御質問を頂きました。

現在のところ、この原因につきましては分かっておりませんが、今後実施いたします土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査におきまして、当該地の土地の利用状況ですとか有害物質の使用履歴などを確認いたしまして、土壌汚染のリスクなどを分類する地歴調査を実施することとしておりまして、その中で今回検出されましたクロロエチレンの原因なども確認することとしております。

福山委員

土壌汚染の有無等ですが、今後、法律に基づく調査の実施により確定させるということですが、現時点では汚染しているかどうか分からないということでしょうか。  
また、健康への影響などは、どうなのでしょうか。

村上商工労働観光部副部長

ただいま委員から、汚染の状況及び健康への影響などに関する御質問を頂きました。

今回の調査でクロロエチレンが検出されましたけども、これをもって当該地が汚染されていることが確定したわけではありません。また、健康への影響も、汚染が確定していない以上、現時点では何とも言えない状況でございます。

このため、速やかに土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を実施いたしまして、基準を超える土壌汚染の有無ですとか健康への影響などにつきまして調査することといたしております。

福山委員

最後に、今後の対応案として、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を速やかに実施するとのことですが、具体的な調査内容及びスケジュールを教えてください。

また調査の結果、土壌汚染や健康への影響が判明した場合は、どんな対策をとられるのでしょうか。

村上商工労働観光部副部長

ただいま福山委員から、今後の土壌汚染状況調査の具体的な調査内容等についての御質問を頂きました。

まず、土壌汚染状況調査でございますけども、今回調査いたしました第一実習場及び第二実習場も含めまして、当該地のこれまでの利用状況ですとか有害物質の利用履歴などを確認する地歴調査を実施することとし、その地歴調査に基づきまして土壌調査を実施する

こととしております。

土壌調査につきましては、揮発性有機化合物である第一種特定有害物質につきまして土壌ガス調査及びボーリング調査を実施し、土壌への溶出量、有害物質の溶出量を調査いたします。

また、重金属等の第二種特定有害物質は、土壌への溶出量及び含有量を調査することとしております。

スケジュールといたしましては、地歴調査につきましては、令和6年1月から3か月程度、また土壌調査につきましては、令和6年5月から3か月程度を見込んでおります。

また、調査の結果、土壌中に基準を超える特定有害物質が検出され、その特定有害物質による汚染により健康への影響が生じるおそれがあることが確定した場合は、当該地は汚染の除去等の措置が必要な区域といたしまして、徳島市から指定を受けまして公示されるとともに、健康被害を防止するための汚染の除去等の措置を講じることとなっております。

#### 福山委員

周辺住民の方は、健康への影響などを何よりも心配していると思います。

法律に基づく調査をスピーディーに、かつしっかりと実施していただき、原因究明とともに土壌汚染の状況や健康被害の有無等を確定させ、その結果を速やかに公表していただくことを要望して終わります。

#### 仁木委員

何点か質問させていただきたいと思います。

まずは、先ほど北島委員からありました未収金の今後の方針についてであります。先ほど、未収金を債権放棄する場合においてどんな状況だったかという基準の部分の御答弁がありました。

私は、いわゆる原資が税金である場合においては、その観点だけで債権放棄はいけないのではないかと思うわけでございます。分かりやすく言いましたら、支払ができない状況において、いわゆる破産手続等々をしていない状況がなぜ続いているのかだと思っております。まずここは、どの金額までは回収しなければいけないという方針を立てるべきではないかと思うのです。

例えば税金原資で貸付けをしておりますが、貸付残高においては、それ以外の三つか四つくらい、利息であるとか、延滞の部分に対する違約金等々が加算されていったり、原資以外の分が膨らんできていると思うのです。

ですから、税金が原資であるならば、まずは原資分が回収できているのかできていないのかが一番大事になってくるのではないかと思うのです。

まずはその部分が見込める債権において処理をしていく方針なのであれば、私はある程度理解はできるのですが、そこら辺が全部うやむやになった状況で、債務者が高齢化しているとか、将来的に返済が難しいのではないかという部分が先走っていくというのは、税金が原資である場合においては見合わないのではないかというのが、私の考え方です。

現状でお聞きしたいのは、原資分と利息分、延滞分があると思うのですが、原資分

について回収ができていない債権はあるのかないのか、教えてもらえればと思います。

三宅企業支援課長

仁木委員から未収金についての御質問でございます。

先ほど両資金で11億9,500万円ぐらいの未収金があると御報告いたしましたけれども、この金額につきましては全て原資でございます。ですので、この中に違約金等は含まれていない金額となっておりますので、まず全てが原資、元々貸し付けた金額の残りだということをお伝えさせていただきたいと思っております。

それで、まずは原資につきまして回収をとということなんですけど、先ほど北島委員や仁木委員から御質問やお話がありましたように、この原資につきましては皆様から税金を頂いて融資させていただきましたお金でございますので、もちろん最大限の回収をしていくべきだと思っております、今までもこれからもさせていただく予定でございます。

一件一件がどういう状況かによって、回収の状況が異なってくるかと思っておりますけれども、鋭意、調査また法的手続きをとりながら最大限の回収に努めていきたいと考えております。

また、違約金につきましては、国等との協調融資でございますので、違約金をどうするかにつきましては、国等と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

仁木委員

今の御説明では、違約金は11億円の中に含まれていないという話だと思うのですが。では、違約金においては国との協調融資だから国との協議でという話ですけれども、債権を放棄した場合において、例えば国が違約金について払ってもらわなければ困るという話になった場合、県が補填するということなのですか。

三宅企業支援課長

違約金についての御質問でございます。

こちらにつきましては、もちろん国等との協議においてどうするかを決めさせていただくところでございますけれども、国が支払ってもらわなければならないことになりましたら、債務者の債務になることになっております。

仁木委員

債務者の債務になると、債務者においては違約金だけが残るということでのいいのですか。

この原資においては債権を放棄するけども、違約金を払ってもらわないと駄目ということになった場合においては、違約金の債務だけは残るということでのいいのでしょうか。

三宅企業支援課長

違約金についての御質問でございます。

原資について債権を放棄した場合、最終的に違約金につきまして債務者から免除した上で、国等からそれは返してもらわなければ困るということになった場合につきましては、

委員がおっしゃるように最終的に県からお支払いするという形になります。

仁木委員

県から支払をしなくてはいけない、でも最初の説明だったら、債務は債務者に残るのですよね。

三宅企業支援課長

ちょっと小休させていただいてよろしいですか。

寺井委員長

小休します。（11時05分）

寺井委員長

再開します。（11時06分）

三宅企業支援課長

違約金についての質問でございますが、先ほどの説明を訂正させていただきます。

原資について債権放棄の協議をする場合、違約金を含めて国等との協議をさせていただくことになります。その中で、国等が違約金も原資も含めて債権を放棄していいことになれば、両方とも放棄させていただきますけれども、最終的に県が放棄することを決めた上で違約金は返してもらわなければ困るということになりましたら、県が国にお金をお返しする形になります。

仁木委員

ということは、今ここに出てきている11億9,500万円は原資ということなので、もし議論するのであれば、違約金も含めて金額はどれぐらいであってどうなったという議論が必要になってくると思うのです。議会に出す際に説明が必要だと思いますし、北島委員からおっしゃっていただいていますけど、丁寧な説明も必要なんです。その前に先ほどからあるように確実に県民感情が許すような選別をしてもらわなかったら、我々も判断が付きにくいわけなんです。一番が何かと言ったらやはり原資になってくるだろうし、国が違約金も払ってくださいと言ってきたら、結局県から違約金だって出さないといけないわけなんでしょう。

だから、そのあたりを総合的にもう少しちゃんと考えてもらいたい。まだ走り始めてないでしょうから、しっかりと煮詰めてから提案していただきたい。

一番申し上げておきたいのは、原資の部分については極力回収をしている債権に限ってほしい。その後、違約金を県が出すことがないようにしていただきたいというのが、私の意見です。

最後に聞きますけれども、原資が11億9,500万円なので違約金も含めたら、総計として大体どれぐらいになるのですか。

三宅企業支援課長

違約金についての御質問でございます。

今、報告させていただいています未収金約12億円に対する違約金につきましては、それぞれその状況に応じた計算をしなければいけませんので、今ちょっと手元に数字がないところでございます。

仁木委員

では見通しとして、いつぐらいから走り始めようとしてされているのか教えてください。

三宅企業支援課長

今回報告させていただきました処理基準によって、いつぐらいから債権放棄を進められるのかというお話なんですけれども、早ければこの2月議会ででも該当するような案件があれば進めていきたいと考えております。

先ほど北島委員からの御質問にお答えさせていただきましたように、一件一件どのような状況であったのかを丁寧に調査しながら、該当する案件につきましては、国等との協議も経ながら御提案させていただきたいと考えております。

仁木委員

2月からされるのだったら、選定としては1月に入ったらすぐと思いますけどね。早かったら、そうなるわけじゃないですか。

だから、しっかりした基準が出てきたのであったら、煮詰めたらまた委員の皆さんに報告を頂きたいと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

これが1点です。

次に海外展開、プロモーションの関係、予定も含めて各課をまたいでいるので一枚物にいただければ非常に有り難い話ですという話で、資料提供をお願いしていましたら12月1日更新の形で、それぞれの日程とか行程をまとめていただきました。

これまでにないような海外展開、プロモーションをしていただいているということがようやく分かったのです。

実は、これを見るまでは予算がぼーんぼーんぼーんと出てきて、タイやら台湾やら国の名前だけが出てきて、何をどうしているのやら全く分からなかったもので、こうやって出させていただくことによって、各課が大変にやられているのだというのが分かりました。

この中で、これまでの海外プロモーションに関する実績と、今後の予定とか決まっている部分があったら、ちょっと詳しく教えていただければと思います。詳しくというのは、別に長く説明してくれなくても結構ですのでよろしくお願ひします。

岸観光政策課長

仁木委員より、海外展開についての実績と今後の予定について御質問いただいたところでございます。

国を絞って端的に御回答させていただきたいと思いますが、6月からメインで取り組んでいますタイについてお答えさせていただければと思います。

まず、観光という観点からでございますが、コロナ禍でなかなか実施が困難であった旅行会社のセールスですとか、海外の個人旅行者向けの旅行博への出展によって誘客に向けた取組を実施してきたところでございます。

例えば、委員のお手持ちの資料におきましては、10月にFITフェアというところがあり、そうしたところへのブース出展、そして阿波おどりの派遣による徳島県のPRと併せた旅行会社等のセールスを実施してきたところでございます。

結果でございますが、タイから徳島県への訪日で、6月の経済委員会で委員からどういう目標なのか御質問いただいたところでございます。そのときにはコロナ前の令和元年の実績810人を一定の目標に掲げさせていただくという回答をさせていただきました。現在8月以降、県で確認できるだけで8社以上の現地の旅行会社に、徳島を旅先に含む旅行商品をつくっていただいているところでございまして、今年の1月から9月までの数字でございますが、実際に徳島に来た人数は速報値620人となっているところでございます。

10月、11月、12月の数字はまだ手元にないところでございますが、順調に推移すれば掲げていた目標810人は達成する見込みでございます。

また、タイにおける今後の取組でございますが、2月にタイでジャパンエキスポという大きな旅行博が開催されるところでございますので、そこへ出展して更に個人客向けに徳島をPRし、現地の旅行会社向けのセールス等々を行うなど、更なる取組を行うところでございまして、タイからの誘客をより促せるように努力してまいりたいと考えております。

#### 仁木委員

今、タイを説明していただいたと思うのですが、それぞれ台湾、香港、韓国は随時と書いております。随時はまだ進んでないのだろうという理解でいいと思うのですが、せっかく計画されているのでしたら、やっぱり年度内にしっかりプロモーションできるようにお願いできればと思います。

また目標を持っていただきたいということが一番ですから、前回のタイのプロモーションの際の予算の審議においても目標は幾らですかとか、ちょっと突っ込んで次々説明を求めたわけなんです。

実は、前県政において、このタイのプロモーション以外にもアメリカのプロモーション事業という予算が出てきた際に、私は予算審議するときにはいつも聞いているので、目標は幾らですかという話を突っ込んでしているのです。あのとき、具体的な数字が出たと思うのです。前県政で、アメリカの旅行商品が四つか五つか出ていたと思いますけど、実績とかはどんな感じですか。

#### 岸観光政策課長

仁木委員より、アメリカへ対するプロモーションについての御質問でございます。

今年の2月にロサンゼルスで開催された、米国では最大級の旅行博、通称LATASといわれる旅行博に出展して、米国の一般の消費者、観光の業者、関係者に向けて本県への旅行をPRしてきたところでございます。

その旅行博出展と併せた旅行会社のセールスとかがその後生きて、ネットワーク等を

構築したところでございます。

委員からお尋ねがありました目標について、当時五つの旅行商品という目標でありました結果ですが、アメリカではサステナブルツーリズムに関心が高いところがございます。上勝町のゼロ・ウェイストセンターですとか、海陽町にありますDMVなどのコンテンツを中心に、目標の五つを上回る六つの旅行商品が造成されて、今年の3月以降販売開始されているところでございます。

そうした状況でございますので、徳島県の更なる認知度向上を図り、より多くの方に実際に来てもらえるように、SNSなどによる情報発信にも取り組んでいるところでございます。

そうした取組の結果も含めてでございますが、本県におけるアメリカからの外国人延べ宿泊者数について、今年の1月から9月までの速報値の数字で4,960人となっているところでございます。この数字がどうかでございますが、アメリカから本県への旅行者の過去最高の人数としましては、2019年1月から12月までの5,040人で、今年は1月から9月までで4,960人でございます。このままいけば2019年の数字を上回る見込みでございます。

今後もこうしたサステナブルなコンテンツ等を活用した徳島の観光PRを実施し、効果的に観光プロモーションを展開して、米国を含めてインバウンド誘客にしっかりとつなげてまいりたいと思います。

#### 仁木委員

アメリカのロサンゼルスでの展示会での成果は非常に良い成果だったと思うのです。

当時の議論の際にこれだけの予算を付けるのであったら、人に来てもらうお金を出したほうが効果的ではないのかという議論をしたりとか、どうせするのであれば最低でも何人というのがなければペイできないのではないのかという議論をしたわけなので、四千幾らという話なのであれば、十分にペイ以上の効果が出ているに違いないと思うのです。

同じように、今されているタイとか台湾プロモーションにおいて、どれだけのお金を掛けて営業や商品化をするのかという投資分と、ペイ以上の利益がもたらす試算も含めてしていただいた上で、目標を持って取り組んでいただきたいということを申し添えたいと思います。

こうやってずっと原田課長に質問して答弁に答えてくれるのは原田課長なんですけど、最近、原田課長自身はこういったプロモーションとか海外に出向いて行ったりはされているのですか。

岸課長ね。ごめんなさい。

#### 岸観光政策課長

私がセールスに行っているかどうかという御質問でございます。

全てのセールスに漏れなく行っているわけではございませんが、例えば韓国とかには行っているところでございまして、今後予定されているセールスについても、他の職員と分担しながらですが、行き先を決めてどこかの国については参加したいと考えております。

仁木委員

是非とも、こうやって御説明していただく方がしっかりと参加していただいて、またいろいろと説明していただければと思います。

関連なんですけども、海外に行く際に徳島からだったら羽田トランジットとか、成田や関空とかいろいろあると思うのですが、今徳島から行ったときにトランジットする場合は乗り継ぎ割引がないのじゃないかなと思うのです。

所管の委員会が県土整備委員会かもしれないので、一方的に言うておきますけども、今皆さん海外展開をされていますので、乗り継ぎ割引の直行便が商品化されるまでの間は乗り継ぎ割引の要望をしていただきたいと思いますと思うのです。

県土整備委員会かどうか分かりませんが、それは一方的に申し上げておきますので、その点、各部局をまたいでちょっと早急にさせていただいたらと思います。それは要望としておきます。

最後に、徳島新未来創生総合計画が出てきまして、全部聞いていたら時間がないので一つだけ聞いておきますけども、66ページに一人当たりの県民所得という目標があって、2020年度の実績で言えば301万3,000円、2028年目標では313万4,000円と、8年で12万円ぐらいアップさせるという目標を掲げていただいているのですけども、この目標所得金額の設定の経緯はどんな感じなのか教えてもらえればと思うのです。

鳥海商工労働観光部政策調査幹

ただいま仁木委員から、一人当たりの県民所得の伸び率について御質問いただきました。

今、国のほうで国民所得の伸び率の目標が5年間で年4%程度となっているところでございますので、その割合に応じた額で設定させていただいております。

仁木委員

現時点でこれを目標とし実現するための施策は、骨太の方針から作っているわけですよ。

これの具体的な施策は煮詰めていっているのか、もうあるのか、教えてもらえますか。

鳥海商工労働観光部政策調査幹

ただいま、この目標を達成するための施策がどのようになっているかという御質問を頂きました。

既存の分の事業もございまして、この後、目標に向けて展開していく施策もございまして。

仁木委員

まとめますが、私なぜこれを聞いたかというところ、2028年目標で4%の伸び率と定めているのは分かるのですが、インフレがどんどん進む中で8年後の目標は変わってくるはずなんです。4%にとどまらない可能性が高いので、一旦決めたらこの金額でという話では

なくて、それ以上を見越して常に見通しを立てていってほしいと思うのです。

ですから、4%に限らず、2028年までには徳島はこれだけですよという目標を、ここに夢を描いてほしいというのを私一番申し上げたいと思うのです。

そのために何をするかは、我々も今までに議論させていただいたのですが、やはりインセンティブの補助事業は、企業にもうけていただいたり、支援していただいた分で給料を上げていただかなかつたらどうにもならないと思うのです。企業がもうけない限り給料も上がりませんし、留保分を出していただかなかつたらできないかもしれないですよ。

ですから、そういったインセンティブの補助事業等々も、やっぱりいろいろと各課横断的に取り入れていただきたいと思っておりますので、その点を御考慮いただければということをお願いしておきたいと思っております。

#### 竹内委員

冒頭にありました不納欠損について少しお伺いをしたいと思います。

まず報告の資料を見させていただきますと、地方自治法その他の法令の規定により不納欠損処分を行うと、新たに不納欠損処分基準を策定することになるので、個人的な意見を言うと不納欠損処分をすることに否定的な立場ではないです。しかるべき手続をしてすべきだと思っているのですけれども、この新たに作られる不納欠損処分基準というのは、いわゆるこの未収金に対する不納欠損処分基準を作るのか、若しくは県として債権に関する不納欠損処分の基準を作るのか、どういう基準なのかまず教えていただきたいと思っております。

#### 三宅企業支援課長

竹内委員より、不納欠損基準の策定についての御質問でございます。

今回、お示しさせていただいております基準につきましては、先ほど御説明いたしました両資金に対する不納欠損の基準です。

県にそれぞれ私債権、公債権いろんな未収金がございますけれども、今回につきましては当課で所管しております両資金についての欠損基準について御報告させていただいたところでございます。

#### 竹内委員

はい、分かりました。

今話の中にもありましたけど、公債権、私債権それぞれあって、いろいろ対応できることの違いがあると思うのです。

今のお話を聞きますと、それぞれ県にいろんな債権があって、今回この債権に関する基準を作ると。そのことだけをお聞きしますと、債権に対する取扱いがケースバイケースといたしますか、それぞれ違いがある状態が生まれてくるような懸念があります。

何が言いたいかというと、県でしっかりとした基準を作るべきだと思います。例えば債権管理条例とか、それに準ずるような規則や基準が今あるのかどうか、県でそういう制定をしているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

## 三宅企業支援課長

竹内委員より、県庁全体的な基準についての御質問でございます。

県によっては知事が専決処分で債権の放棄をできるような条例を決めている県もございますけれども、当県ではございません。

全県的な基準につきましては、会計課が未収金の所管となっております。

## 竹内委員

私もこれが出て急に探したのですが、徳島県で債権基準条例は見付けられなかったの、恐らくないのだろうと思います。この報告書の最後に書かれています、議会の議決によって権利の放棄を行うということですから、ちまたにある債権管理条例でいうと、債権の放棄に関しては恐らく議案として諮って議会が決定をする手順も含めて条例で記載をするといった手続を行うのがほとんどだろうと思います。今ざっと調べた中では、都道府県で言うと東京都が債権管理条例を作っていますし、県内の市町村、基礎自治体においても債権管理条例を作っている自治体もございますので、県としてもこの債権だけではなくて、何らかの基準を作って、そういう対応を図るべきだろうと思います。

もちろん所管は今おっしゃられたとおりでょうと思いますので、そういったことも報告を頂いて、やはりこの際、しかるべき手続も含めたこういう手続を踏まえて債権放棄をしますという、徳島県の一定程度の基準を作るべきだろうと思いますので、そうした取組について、まずお願いをしたいと思います。

やはり、いつまでも取れもしない債権を残しておくのは駄目だと思いますので、こうした手続の在り方も含めて御議論を頂きたいと思います。

続けて二つ目なんですけれども、既に終わったようですが、県内の旅行者に対して5,000円の電子クーポンを付与するという事で、若干中身といいますか、県内の方から案件をちょっとお聞きして、その制度の不備等の指摘をしたいと思います。

私がお聞きしたのは県内の西のほうのキャンプ場にあるコテージのような複数人が泊まる施設で、7人としましょう。7人が泊まる手続をしてコテージで1万円をお支払いして、宿泊後という言葉が適切かどうかは分かりませんが、7人のクーポンを頂いてそれを使うと。

それ自体は聞くと、規定に従ったとおりでょうなんですけれども、私が聞いているのはその7人の宿泊形跡がなく実際に泊まらない。いわゆるその宿泊代だけを払って7人が泊まったようにして7人分のクーポンを受け取って、それが何週か続いたという事例をお伺いしました。

県のクーポンの手順でいうと問題はないのかなと思うのですが、その報告を頂いた方ももやもやする。聞いた私ももやもやする。

本来の趣旨とは違う形でクーポンが手続的に流れていくのであれば、少し制度として問題があるのかなという思いはしていますが、今伝えたような形態、若しくはよく似たような事例は県で把握されているのかどうか、まずお伺いをしたいと思います。

## 岸観光政策課長

竹内委員より、徳島“新”観光キャンペーン「徳島旅行クーポン」事業についての御質

問でございます。

先ほど委員からの御質問もございましたが、12月2日には一旦予算上限に達したということで、新規受付を停止したところでございまして、県内外から多くの旅行者に御利用いただいたところでございます。

その中におきましては、委員から今御指摘を頂いたような宿泊料金を上回るクーポンを獲得したケースがあるものと認識しております。

また重ねて、宿泊料を払ってクーポンを獲得してかつ自身は泊まらないケースについて把握しているのかどうかでございまして、そうしたケースは多少はあるものと認識しているところでございまして、委員がおっしゃったようなケースも含めて、例えば宿泊料を支払った後に急な予定変更が生じて実際には宿泊がかなわなくなってしまったケースなどについて、宿から御報告を頂いた事例についてはございます。網羅的に把握することはできませんが、そうした事態については認識しているところでございます。

県としましては、このクーポンの制度設計に際しまして、当然制度の趣旨どおり、しっかりと予約者本人に宿泊してもらった上でクーポンを活用してもらいたいと考えております。そうした意識付けといたしまして、例えばチェックインで本人確認として身分証なんかも提示してもらっていますが、本人が直筆の署名をしてクーポンを受け取るという手続を設けていることですか、一人当たりのクーポンの取得可能額が余りに高額になってしまうと、そうしたことの引き金になってしまいやすいこともございますので、連泊の制限を設けたところでございます。国の全国旅行支援で統一で行っていた事業のときは7連泊までということで、クーポンの金額掛ける7日という取得を可能としておりましたが、それを2連泊に短縮するなどの対応をしているところでございますので、できる限り今後も徳島旅・体験クーポンで事業趣旨に沿った多くの使用効果が得られるように、適切な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

#### 竹内委員

多分、答弁される方ももやもやするんだらうと思えますけれども、報告を頂いた方は、そういうコテージの管理の仕事をしている方で、10月、11月ぐらいに布団の貸出もせずに、要するに泊まった形跡もなく、クーポンだけがというのが続いたので、制度自体に対する思いとか、県はこんなことを許しているのかというような言い方をされたので、いろんな思いがあるのだらうと思えます。私が伝えたケースは、本当にやられているのであれば、かなり作為的に計画的にクーポンの取得のみを目的にやっているわけです。

9月議会の経済委員会の中でお伺いしたときに、要するに市内がどうしても中心になると。県西部でクーポンの使える店舗も少ない状況でしたので、単純に考えると作為的にクーポンを県西部で取られて、それを違う場所で何かの形で消費される。消費をすること自体はクーポンの趣旨なんだろうと思えますけれども、何かこう釈然としないことが残ってしまいますので、恐らく今後経済を活発にするとかいろんな理由で、こういうクーポン事業はまだまだ取り組むタイミングがあらうかと思うのです。

ただ、明確にどうこうという手法があるのかどうかは私もずっと考えているのですが分からないので、制度設計に少し不備とまでは言いませんけれども、穴があるのだらうと思えますので、宿泊施設で働かれる方、地域の方々、宿泊する方それぞれが結果的に納得

できるような制度を今から作ってほしいという思いで言っています。

もちろん、徳島でしかそのクーポンを使えませんから、取得して徳島県で使っていただくという本来の目的が、みんなが納得して、たくさん来てくれてよかったと、たくさん宿泊してくれてよかったと言えるような制度にしてほしい。そういう意味で言うと、今の連泊の制限の話もありましたが、いろんな制約も付くのかも分かりませんが、全県的にクーポンが使える店舗を増やしていったり、ちょっと今後そういうのを考えていただきたい思いです。

報告していただいた方も本当にもやもやしていましたし、自分も言いながらもやもやしていますので、何かの解決法を今から探っていただきたいということを申し上げて終わります。

仁木委員

ちょっとごめんなさい。気が済まなかったのが一つあってね。ごめんなさい。

違約金を含めて幾らか答えられなかったと思うのです。ですけど、違約金はどのような計算なのか、年に幾らという計算なのか、このパーセントが分かるのであれば教えてください。高度化資金の債権だから債権の中に入っているでしょう。違約金の規模が知りたいのです。

寺井委員長

小休します。（11時41分）

寺井委員長

再開します。（11時42分）

三宅企業支援課長

仁木委員から違約金についての御質問でございます。

違約金につきましては、それぞれ契約によって違っておりますので一概にこれがこれという数字はないのですけれども、大体年間で10%ぐらいでございます。

ただ、償還が続いている限りは確定いたしませんので、まだ分からない状態ではございます。

仁木委員

はい。わかりました。終わります。

寺井委員長

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

商工労働観光部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決又は承認すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、商工労働観光部関係の付託議案は、原案のとおり可決又は承認すべきものと決定いたしました。

**【議案の審査結果】**

原案のとおり可決又は承認すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第19号

以上で商工労働観光部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（11時43分）